

平成28年第7回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年7月11日 開会

平成28年7月11日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成28年第7回教育委員会定例会

平成28年7月11日（月）  
午後3時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項  
報告第26号 平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数（7月分）について  
報告第27号 平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について  
報告第28号 いじめの状況等に関する調査結果について
- 5 議案審議  
議案第17号 新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について  
議案第18号 新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部改正について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史  
熊 澤 定 男  
阪 口 徳 幸  
新 田 右 子  
荒 山 直 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	遠 藤 久美子
主 幹	内 田 充
学校教育グループ長	坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

先日の全道教育委員研修、また、本日も行事等ご出席いただきまして大変ご苦労さまでございました。ただいまより、平成28年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めて参ります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、阪口、新田両委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎遠藤事務局長

それでは、行事報告につきましては、内田主幹より説明申し上げます。

◎内田主幹

それでは、お手元の平成28年6月18日から本日7月11日までの行事をまとめておりますのでご説明を申し上げます。6月22日、株式会社松尾代表取締役松尾吉洋氏が来町されまして、マツオ創設60周年を記念して、地域の食文化向上を目的に特上ラム肉86キログラムの目録を久保田教育長に贈られております。なお、贈呈を受けましたジンギスカンにつきましては、6月30日、新十津川小中学校、雨竜小中学校のそれぞれの給食で児童生徒に提供されておりました。松尾社長、久保田教育長も出席をして美味しくいただいております。6月25日、陸上自衛隊第11音楽隊コンサートを開催しました。新十津川中学校の吹奏楽と共同の演奏を行っておりまして、第2部構成で単独の演奏も行っております。チケットの配布枚数につきましては、410枚を配布しまして、当日の入場者数が336名でございました。7月3日、第22回ピンネシリ登山マラソンを開催しております。今年度の受付人数につきましては、山頂コースに139名、30キロコースに81名、15キロコースに103名、町民コースに104名、合計427名が出走をしまして、411名が完走をしております。7月5日、6日、中体連空知大会が開催され、新十津川中学校からは卓球女子、剣道、ソフトボールが参加しております。成績を申し上げますと、ソフトボールは惜しくもリーグ戦敗退、卓球女子は、個人の部で8位入賞の川原彩音さんが7月29日から八雲町で行われる全道大会に出場いたします。続きまして、剣道男子ですが、団体戦は惜しくも準優勝、個人戦優勝の清野麟太郎さんが、剣道女子個人戦3位の高橋緒戸さんとともに、7月29日札幌市で行われる全道大会に出場をいたします。7月10日、

太郎吉蔵デザイン会議委員会主催のバイオリニスト大平まゆみさんのこもれびコンサートが、かぜのびで開催されまして、久保田教育長、遠藤局長が出席しております。120人の観衆を魅了したところでございます。次に、お手元の資料には掲載ありませんけれども、スポーツ少年団活動等の結果についてご報告を申し上げます。最初に、新十津川尚武会の小学生、中学生が全国大会への出場権を得ておりまして、6月19日、砂川市で行われました第40回北海道道場少年剣道大会において小学生チームは団体優勝、中学生チームはベスト16となりまして、今月26日から日本武道館で開催される第51回全国道場少年剣道大会へ出場することになってございます。なお、7月3日、旭川市で行われました第50回青少年剣道旭川大会でも優勝していることを併せてご報告申し上げます。続いて、7月2日、3日、砂川市で行われました第45回全道少年軟式野球北空知支部大会において、新十津川町中央野球スポーツ少年団ホワイトベアーズが25年ぶりに優勝、7月29日から札幌市で開催される第45回全道少年軟式野球大会に出場をいたします。次に、6月25日から7月3日まで札幌市で行われましたガーデニング甲子園において、新十津川農業高校Aチームの作品が2年連続大賞に選ばれております。なお、この作品においては、今月の25日まで同校において作品をご覧になれますので、どうぞご観覧をいただければと存じます。以上で行事報告を終了いたします。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、なしということですので、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第26号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(7月分)について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは議案書3ページをお開きください。7月1日現在、小学校は313人、中学校185人、いずれも先月と同数でございます。合わせまして498人の在籍となります。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告26号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(7月分)についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

以上をもちまして、報告26号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(7月分)についてを報告済みといたします。続きまして、報告第27号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは5ページをご覧ください。1申請世帯数及び児童生徒数、2世帯2人。内訳は、小学生1人、中学生1人でございます。2認定状況、別紙のとおりとなりまして、準要保護世帯で2世帯2人、申請世帯2世帯が認定されております。3認定開始日は、平成28年6月1日となります。6ページをご覧ください。こちらに個別調書がございます。倍率の欄をご覧くださいますと、2件とも1.3を満たしておりませんので認定となったわけでございます。以上、報告第27号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第27号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

以上をもちまして、報告第27号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についてを報告済みといたします。続きまして、報告第28号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは7ページをお開きください。表をご覧ください。1番上段の表が28年度、今年度実施の数字でございます。4月から5月にかけていじめられたことがあると回答したのは、小学生全体で42名、中学生11名、合計53名でございます。このアンケートを受けまして、担任が児童生徒と面談し、表情や様子などきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するかどうかを判断しております。その結果、小中どちらもいじめに該当するものはなかったとの報告を受けております。このいじめられたことがあると回答した子どもの多くにつきましては、口げんかや悪口をいじめと捉えていたようだということが大きなところでございます。継続して悪口を言われているような案件はない、全て解決済みだというふうな報告でございます。2つめの表が昨年度の結果でございます。前年度はいじめられたことがあると回答した小学生は39名でしたが、面談の結果は、いじめは0名ということでございました。また、中学生につきましても、いじめられたと回答した生徒は13名ございましたが、面談の結果、いじめと認定されたものはありませんでした。3つめの表が26年度となっております。その前に、すみません、次にいじめは許されないことだと思ふかの質問でございます。今年度、1番上の表になります。全体的に許されないことだと思ふと答えた子は減っております。そこには、表にはありませんが、この質問には許されないことだと思ふ、思わない、わからないという3つの選択肢の中でどれに○を付けるかというふうになっておりまして、許されないと思ふ子は減っておりますが、わからないという答えをした子どもは増えているという状況で、許されることだという子どもが増えているわけではございません。これは、昨年と同じようなことを言うておりますけれども、成長期にある子どもの心身の変化だということ、いじめてもいいんだというような考えが増えているということではないということだけは読み取れます。ですけれども、許されないことだと思ふということが減っているということは、やはりあまりよい傾向ではありませんので、これらを学校の方から指導ということで徹底させたいというふうに思っております。なお、小学校1年生には、こ

の1番下のいじめはどんなことがあっても許されないことだと思ふという質問項目はありません。1年生につきましては、学校に入ってまだ1か月程度しか経っていないということで、この質問は答えなくてもいいようになっております。1番下のこの棒グラフとなっておりますが、これは、いじめは許されないことだと思ふという質問に対してのパーセントの割合です。それで、1番下段に小4、小5、小6というふうにこれは現在の学年の子どもです。ですから、小学4年生につきましては、1番黒い右端が今の現在の小学4年生のときの考え方ですね。74.1パーセントの子どもが許されないことだと思っておりますが、1年前、3年生のときは、89.8パーセントの子が許されないと思っていて、2年生のときは73パーセント、まあ今現在4年生と同じぐらいの割合であったというふうに、同じ学年の子どもの3年間の状況を棒グラフにしたものでございます。以上、報告28号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第28号平成27年度いじめの状況等に関する調査結果についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎新田委員

年に何回ぐらいアンケートを取るんですか。

◎遠藤事務局長

年2回です。11月に2回目のアンケートを取って、11月の段階では、この4月からその秋までの通したいじめられたことがあるかということを知りたいんですけども、去年の調査からいいますと、この1回目の5月の実施でいじめられたことがあると言ったにも関わらず、秋に1回調査するとそれより少なかったりということで、何というんでしょうね、数字的には何か大人が見るとあり得ないようなことが載っていたりしますので、まあそのとき、そのときの子どもたちの考えで微妙に変わるというか、どこが本当なのかというのは、口げんかでそのときどのように回答したかも結局は自分でもよく分かっていなかったりそういうこともあるのかなとか、あとから先生と面談した中でそれは違ったんだということを踏まえて2回目に答えたりだとか、まあいろいろなことは想像できます。

◎久保田教育長

ほかにご覧いただけますか。

◎熊澤委員

いじめは許されるという答えはあるんですか。

◎遠藤事務局長

答えた人ですよ、子どもの数。許されるに○をした、ゼロではないです。それに○を付けた子どもの心理ですけども、やっぱり状況によるんだというように思うのか、口げんかじゃないですけども、何をいじめと捉えるか、まあそこら辺もあるんですけども。

◎新田委員

アンケートの項目には、いじめは許されると。

◎遠藤事務局長

どんなことがあっても許されないことだと思う、許されることだと思う、要するに状況によってはやっても、してもいいんだ。

◎新田委員

この表の中には、ではどうしてそういうふうに思いますかみたいな項目はないんですか。

◎遠藤事務局長

それはないですね。

◎新田委員

許されない、やってもいいと思うような子は どうして そう やって 思う のかな と思う んですけれども。

◎遠藤事務局長

そうですね。このどんなことがというのがポイントだと私は思います。

◎新田委員

例えばどういうときとか、書いてもらった方が心理的にも。

◎遠藤事務局長

そこら辺を、あと担任なり、中学生になれば指導の先生か分かりませんがそこら辺を個別のところではどんな考え方とかどういう状況でやったかというのがきっと分かるかな。

◎新田委員

先生はそこで、そういうアンケートの結果で全部面談するというわけでもないですね。

◎遠藤事務局長

基本的には全員と面談します。

◎新田委員

面談するんですか。

◎遠藤事務局長

はい。どれに○を付けてあったとしても。特別これに○をしてある子だけを呼んで面談をやるのではなくて、全員と面談をやっているということです。基本的には記名式で行っていますので、この子がどこに○をしたかというのは分かった上でやっています。

◎坂下グループ長

あなたは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますかという質問項目の中で、そう思わないというふうに○を付けた子どもたちが小学校で14名、中学校で6名となっています。

◎熊澤委員

それは、表になってまとめてありますか。

◎坂下グループ長

はい、数字でまとまっています。

◎熊澤委員

年次別にね、その子たちに変化があるとかって分かるんですか。

◎坂下グループ長

教育委員会には、数字でしかきてはいないので個々の考え方の変化までは把握はしていません。

◎熊澤委員長

年次別の変化はあるんですか。

◎坂下グループ長

年次別の変化は、毎年調査していますので、集計すれば結果はお伝えできます。次回の会議でお知らせします。

◎熊澤委員

詳しくはなくてもいいけれども、毎年このぐらい、この近くの数字はあるということですか。

◎坂下グループ長

昨年の6月調査では、小学生が7名、中学生も7名です。ちなみに今年度については、小学2年生、3年生がそれぞれ5名ずつということで多い比率にはなっております。

◎熊澤委員

小学校低学年の答えというのは、どこまで考えていいのかわかりませんが。

◎阪口委員

そうですね。そのとき、そのときの気分によって違うかもしれませんし。

◎熊澤委員

だけど、中学生の7、6、7人がいるというのは、ちょっと困ったもんですね。

◎坂下グループ長

そうですね。中学校の方は、1年生が3名、2年生が2名、3年生が1名という人数になっています。



◎熊澤委員

面談の中でどういう答えが返ってきているのか聞きたいものですね。

◎遠藤事務局長

面談ですね。

◎久保田教育長

面談。中学生の6人の許されるというその考え方。

◎新田委員

どういうふうに思ってそうやって。

◎久保田教育長

面談した結果、どういう主旨で許されると思っているかという。

◎遠藤事務局長

すみません、そこまで聞いているかどうか、それを聞いているかどうかまでは把握しておりません。

◎久保田教育長

それまた熊澤委員、後日校長会や教頭会もありますので、確認しておきます。

◎熊澤委員

お願いします。

◎久保田教育長

そのほか、質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

以上をもちまして、報告第28号いじめの状況等に関する調査結果についてを報告済みといたします。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第17号新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは9ページをお開きください。新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則。新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を次のように改正する。下段、提案理由を最初に申し上げます。私立幼稚園就園奨励費補助金については、国が定める補助限度額等を適用するため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。最初に、平成28年度の主な改正内容ですが、ひとり親世帯などの保護者負担軽減の特例措置が設けられました。この対象となるひとり親世帯



場合は、お子さんの年齢カウントは小3までのお子さんをカウントしますということになります。ですから、所得の低い方の場合は年齢区分がありませんよというような形になります。そして、その次です。そのお子さんは第何子ですかというのが、第1子、第2、第3子以降とありまして、そこで第何番目のお子さんかによってこの見る欄が変わってきます。そして1番右にあるのがひとり親世帯等の方の区分に、区分というか欄になりますので、ひとり親世帯等に該当する場合は1番右の中で見ますので、区分3又は区分2この2つの欄のどこかに第何子かによって決まってくるということになります。以上、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

議案第17号新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、これより、議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第17号新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第18号新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部改正について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、17ページをご覧ください。新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部を改正する訓令。新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部を次のように改正する。最初に提案理由を申し上げます。新十津川町立学校職員研修の費用負担金対象研修の範囲を改め、併せて所要の整備を行うため、この規程の一部改正について議決を求めるものでございます。18ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。第2条の改正ですが、研修について、北海道外地域への旅行を伴うものを除くとし、道内研修限定としておりましたが、道外であっても研修の対象とするものでございます。第3条につきましては、負担金の額について定めておりました、道内研修は40,000円を限度としておりましたが、児童生徒の学力向上に資するため、教職員の学習指導の充実及び資質向上を図るため、教職員研修を拡充するとともにより有効な道内研修を実施するもので、限度額を撤廃するものでございます。また、第3条第2号の改正規定は、宿泊料について、道外の宿泊料の限度額を定めるものでございます。なお、この金額につきましては、町職員の旅費規定に定めております金額と同額の宿泊料とし

ております。17ページをご覧ください。附則でございます。この訓令は、平成28年7月11日から施行するものとし、本日議決を賜りましてから施行するものでございます。以上、第18号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

議案第18号新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部改正についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎熊澤委員

これっていうのは、長期休暇中の研修とは違うんですか。

◎遠藤事務局長

時期については特に定めはございません。研修は、長期休業中は集中してありますけれども、それに限らずあります。具体的に言いますと、例えば道外に行くとなれば、状況によりますけれども、先進地視察のようなことであれば学校をやっているときに行くのがいいのかもしれないし、状況に応じて学校休業中であるなしに係わらずそれは研修もあり得ると考えております。

◎熊澤委員

何か研修のあり方が以前取りざたされたことがあったんですけど。何か途中で実家に帰っていたり。

◎遠藤事務局長

長期休業中の話ですよ、それは。

◎熊澤委員

はい。

◎久保田教育長

それは、本町ということではなくて、全国。

◎熊澤委員

それらをどこら辺までが研修の範囲に入れるのかとか、例えば、家が研修地への通り道であってちょうど宿泊にもちょうどいいとかね、いろいろ条件があったりするじゃないですか。だからそこら辺がいろいろ取りざたされていたことがあったなと思ひまして。何か最近、国会議員や地方議員もそんなような使い道がありましたよね。

◎久保田教育長

基本的に、町職員もそうですけれども、目的があってその目的地、例えばその東京に例えば実家があるとかということがあっても、基本的にはその研修目的で行っていますから帰ってきなさいということになっています。そういう途中の研修目的を外れることについては認めないというのが原則です。これにつきましては、今年度教職員に学力の本町の向上を図りたいということで、道外の先進地を指定して行っていただきたいといっ

た中で、それらについて先ほど局長から説明ありましたように、その時期が学校の授業を見るべき時期がいいのか夏休み期間がいいのか、それら総合的に学校の方で検討していただいてそれぞれいろいろな研修がありますけれど、そのようなことも含めて、その研修計画を立てていただくにあたって研修に行ってくださいにあたって今回そのようなことをきちんと定めておきましょうというものでございます。時期や何かについてはそれぞれ学校で研修の目的、道内外どこに行くか、どの時期に行くかというのは学校の方で考えてしていただくということでございます。

◎阪口委員

道外は今までは、道外も10,400円ということですか。

◎遠藤事務局長

今までは、道外の研修を認めていませんでした。右の新旧対照表でいきますと、下線引いていますよね、これが今度なくなるんですけども、今までは教育委員会が必要であると認める研修（道外地域への旅行を伴うものを除く）なので。

◎阪口委員

旅行を伴わなかったら。

◎遠藤事務局長

今までは、研修を道内だけに限定しているという意味です。道内で研修してくださいというのが今までの考え方だったんですけども、広く先進地などよい研修があれば道外であっても行ってもらいましょうということで今回除くことにしました。それでさっき言った宿泊料は今までは道外研修というのはなかったもので、道外1泊いくらという規定は設けていませんでしたけれども、今度は道外に行くこともありうるので道外に行ったときの上限額を定めておきますということです。

◎熊澤委員

これ、研修費用負担金ですよ。宿泊料以外の交通費とかは別に定めてあるのですよね。

◎遠藤事務局長

はい。基本的には、研修にかかる費用を旅費として支出します。参加負担金も含め。旅費の中に宿泊料も入っているということです。旅費は町の旅費規定にのっとって積算して出しますので、道外に行けば多分飛行機を使うだとかそういうことになると思いますが、すべて旅費として出します。

◎熊澤委員

これは、領収書添付とか。それとも前もって計画に沿って支出するのですか。

◎遠藤事務局長

距離にもよりますけれども、あらかじめ出すことは可能です、概算で。先ほども言いましたように、この宿泊料の規定を見ますと最初にこの実費の全額と書いてありますが、基本的には、例えば9,000円の宿に泊まれば9,000円を支出します。けれども、例えば釧

路に行って12,000円の宿に泊まっても10,400円が上限ですよというのがこの見方ですから、いくら宿に泊まったかというのが分かるものを添付してくれないと払えないので、それは領収書の添付。飛行機も同じ考え方です。JRとかはもう規定、決まっていますので、それは計算して支出します。

◎熊澤委員

分かりました。

◎久保田教育長

そのほか質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第18号新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、来月の定例会の確認ということで、先月決めさせていただきました来月の定例会は8月31日水曜日ということになります。学校訪問を短時間ではありますが、行きます。この日は、午前中から新小の地域参観日の日ですので、委員さん、ご都合のよろしい方はあらかじめ新十津川小学校の方で参観していただければと思います。皆様には正午の給食の試食からお集まりいただきたいと考えております。正午、給食センターで給食の試食をしたいと思います。午後から、新小に行き、5時間目の授業を視察し、5時間目終わりましたら続いて新中に移りまして6時間目の授業を見るということで、その後校長室で校長のお話を聞いた後に、改善センターで定例教育委員会という流れになっております。よろしく願いをいたします。次に9月の定例会の確認ですが、第1案16日の金曜日はいかがでしょう。

(「はい」という声あり)

◎遠藤事務局長

では、9月16日でよろしく願いいたします。

◎久保田教育長

ほかに事務局からありますか。

◎遠藤事務局長  
ありません。

◎久保田教育長

私からその他で1点、報告させていただきます。先月の教育、定例教育委員会で、5月末日で特別支援学級、病弱学級の生徒さんが浦臼の中学校に転校されたということは報告したところでございますが、それによりまして、教員が過員でとなり、その解消ということで、空知教育局と人事の協議をいたしまして、7月15日付で、期限付教諭でございました平野加奈教諭、家庭科の教科と特別支援、ピンネ学級の副担、部活動については剣道部ということでやっておりましたが、平野加奈教諭が、小学校教諭の免許があるということから、美唄東小に勤務地が変更になるということで局と人事調整がついて決定しておりますのでその旨報告いたします。私からは以上でございます。

◎久保田教育長

以上をもちまして、平成28年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 阪 口 徳 幸

会議録署名委員 新 田 右 子